

大阪音楽大学及び大阪音楽大学短期大学部の 障がい学生支援に関する指針（ガイドライン）

制定：2021年 9月27日

最近改定：2024年11月25日

本指針（ガイドライン）は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）に基づき、大阪音楽大学及び大阪音楽大学短期大学部（以下、「本学」という。）における障がいのある学生の支援について定める。

1. 支援にあたっての学生の範囲

本学に入学を希望する障がいのある者、及び本学に在籍する障がいのある全ての学生とする。

2. 支援の対象者

障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会的生活に相当な制限を受ける状態にあり、障害者手帳や医師の診断書等の根拠資料を有する者とする。ただし、当該学生・保護者が根拠資料の提出をすることが困難な場合でも、支援が必要であると本学が認定した者を支援の対象とする。

3. 支援内容の決定手順

当該学生・保護者と本学が建設的対話をし、双方が合意した内容に基づき「合理的配慮」による支援を決定する。その際、本学の教育目標・内容・評価の本質に関わることはしない。

4. 「合理的配慮」としての支援内容は次の各号とする。

- (1) 入学者選抜（受験時など）
- (2) 修学（授業など教務事項）
- (3) 学内における学生生活（課外活動、学校行事など学生支援）
- (4) 就職支援（個別面談、セミナー、企業紹介など）
- (5) 意見交換（支援内容について学生との会合の場を設ける）

5. 「合理的配慮」としての支援内容に含まれないものは次の各号とする。

- (1) 教育に関わる本質的な変更を伴うもの
成績評価において、教育目標や公平性を損なうような評価基準の変更や、合格基準を下げる、卒業要件を緩和することなど
- (2) 体制面、財政面において均衡を失した、又は本学にとって過度の負担を課すもの
大きな財政負担や管理が必要となる施設設備の改修要望、学内での学生生活（授業含む）に必要な個人装置やサービスの提供など
- (3) 教育と関係のない個人的な生活全般にわたる支援
個人に対する車椅子等の補助器具の提供及び費用負担、本学の修学と関係のない課外活動についての支援など